

日本の法曹有資格者の海外展開を促進する 方策を検討するための研究

調査テーマ

現地の外弁規制等、法曹有資格者の活動環境について

2016年3月
2018年3月改訂

シンガポール共和国 担当

弁護士 長谷川（坂巻） 智香

目 次

第一．シンガポールの法制度

- 1．シンガポールの法制度
- 2．シンガポールの法曹有資格者
- 3．シンガポールの各種法曹に関係する主要な団体、機関
- 4．弁護士開業の形態
- 5．Singapore Law Practice に対する登録・規制

第二．シンガポールにおける法律サービスの自由化

- 1．自由化の歴史
- 2．2000年以降の法律業界自由化の加速

第三．シンガポールにおける外弁規制の制度

- 1．外国法弁護士に対する規制
- 2．外弁事務所に対する規制
- 3．ASEAN 諸外国との比較

第四．シンガポールにおける法曹活動環境

- 1．日系法律事務所
- 2．日本法弁護士としての役割
- 3．現地法律事務所における研修
- 4．現地法律事務所による直接採用
- 5．シンガポール現地資格保有弁護士
- 6．現地法律事務所との提携による活動の拡大

第五．外弁規制のもとにおける日本法弁護士業務拡大の考察

- 1．日本法弁護士に対する法的支援のニーズ
- 2．日本法弁護士が取り組むべき課題

第一．シンガポールの法制度

1．シンガポールの法制度

シンガポールは、1819年にイギリスの植民地となった後、150年あまりその植民地としての地位を継続してきた。このような歴史的背景から、シンガポールの法制度がイギリス法に強い影響を受けていることは想像に難くない。その中でも、特に重要な特徴といえるのが、「成文法」と「慣習法」の双方において、イギリスの「コモンロー」を採用している点である。

これに伴い、シンガポールの法曹有資格者もイギリスの法曹実務や伝統を基礎とし、実務に取り入れている。しかし、このような歴史的背景も過去における一つの影響にすぎず、以下に詳述するように、シンガポール現地の経済や、社会的、政治的な状況の変化に伴い修正を加え、シンガポールの実情に即した独自の制度へと変化を遂げている。

特に契約法、不法行為等については、イギリスの判例法主義を承継し、刑法・会社法・証拠法の制定法が存在するものよりもイギリスの影響が強い。

もっとも、近年では、イギリスの判例に依拠せず、シンガポールの裁判所が独自の判断を下すケースも増えてきている。また、判例法と制定法のギャップも近年小さくなっており、2001年に契約法、2004年に競争法、消費者保護法といったように、従来判例法の支配していた領域でも制定法が作られている¹。

2．シンガポールの法曹有資格者

(1) Advocates and Solicitors

上記のとおり、シンガポールの法制度はイギリスの法制度の影響を強く受けているが、法曹制度についてはシンガポールの状況に合わせたものへと変化を遂げている。イギリスにおいて、法廷弁護士（barristers）と事務弁護

¹ Legal System in ASEAN Singapore-Chapter 2

士 (solicitors) とがその職務を完全に分けているのに対し、シンガポールにおいては、全ての弁護士は 'Advocates and Solicitors' と呼ばれ、法廷弁護士と事務弁護士の明確な職務の区別はなく、全ての弁護士は法廷に立つ独占的な権限を有している²。

実際の実務においては、訴訟を専門とする弁護士もいれば、事務的な仕事に専念するのみで法廷には全く立たないという弁護士もあり、この点日本の弁護士実務と異なる。

(2) シニアカウンセル (Senior Counsel)

1997年に、イギリスの王室顧問弁護士 (Queen's Counsel) と類似した概念である、上級ランクのシニアカウンセルと呼ばれる新しい弁護士の概念が誕生した³。

毎年数人しか任命されず (2013年は2名⁴)、現在は約70名のシニアカウンセルが存在する⁵。このシニアカウンセル全員が弁護士として活動しているわけではなく、最高裁判所の裁判官や、シンガポール国立大学 (NUS) の教授をしている者などもいる⁶。

(3) シンガポール法弁護士に対する規制

現在、シンガポール法弁護士に対する規制は、原則的にはシンガポール弁護士法 (Legal Profession Act、以下「弁護士法」という。) に規定されている⁷。Singapore Bar に承認され、かつ裁判所の職員としての地位を得た

² Legal Profession Act (LPA) 29(1)

³ LPA 30

⁴ Singapore Academy of Law website

⁵ 同上

⁶ 同上

⁷ LPA Chapter.161, 2009

者でなければ、シンガポールで法を扱う事は違法となる⁸。弁護士法において、シンガポール法弁護士専属の業務のリストが規定されている。最高裁判所により発行される有効な資格証明書（Practising Certificates⁹）を保持した弁護士でなければ、これらの業務を行うことは違法となる¹⁰。しかし、多くの例外も認められており、例えば、企業のインハウスとして活動する場合や、プロボノ活動などを行うことは、禁止されていない¹¹。

Singapore Law Practice¹²（以下「SLP」という。）で実務をおこなうシンガポール法弁護士は、シンガポール弁護士会と最高裁判所、双方の規制の対象となる¹³。規制のコントロールは、最高裁判所により発行される毎年の資格証明書によって行われる¹⁴。

外弁事務所（ライセンスを得た Foreign Law Practice、Qualifying Foreign Law Practice、Joint Law Venture、以下それぞれ「FLP」、「QFLP」、「JLV」という。詳細については下記に記載する。）で実務を行うシンガポール法弁護士は、外国法の実務に関しては Attorney general（以下、「AG」という。）による規制・懲罰の対象となり、シンガポール法の実務に関しては、弁護士会、最高裁判所及び AG の規制及び懲罰の対象となるが、一義的な規制及び懲罰は AG により行われる¹⁵。

3．シンガポールの各種法曹に関係する主要な団体、機関

（ 1 ） Singapore Institute of Legal Education

⁸ Liberalization of the Singapore Legal Sector

⁹ LPA 25 最高裁判所への登録により発行される。

¹⁰ LPA 33

¹¹ Liberalization of the Singapore Legal Sector

¹² （ 1 ） 個人事業主として開業しているシンガポール法弁護士、（ 2 ） シンガポール法弁護士の所属する法律事務所、（ 3 ） LLP、（ 4 ） LLC

¹³ Committee to review the regulatory framework of the Singapore Legal service sector Final Report, January 2014

¹⁴ 同上

¹⁵ 同上

Singapore Institute of Legal Education (以下「SILE」という。)は、弁護士法のもと設立された法定機関である¹⁶。

シンガポールの法曹教育の基準を維持、向上させることを目的とし、学位、学部及び大学院のプログラム、及び継続的な専門的能力の発展を総括する機能を担っている¹⁷。

SILE は、具体的には以下の業務を担っている¹⁸。

Singapore Bar への承認を求める有資格者の登録維持

シンガポール司法試験 Part A の監督

シンガポール司法試験 Part B 及び試験準備課程の指揮監督

Foreign Practitioner Examination の指揮監督

専門能力の継続的発展構想の調整及び指揮監督

日本法弁護士との関係においては、 の Foreign Practitioner Examination (以下、「FPE」という。)に関して関連を持つことになるであろう。この FPE の詳細については、下記に詳述する。

(2) Supreme Court of Singapore (シンガポール最高裁判所)

すべてのシンガポール法弁護士は、最高裁判所の役員(officer)である¹⁹。シンガポール法弁護士は、最高裁判所の裁判官によって任命される。最高裁判所にある登録機関が、シンガポール国内において弁護士が“ Advocates and Solicitors ”として実務を行うことを許可する「資格証明書(Practicing Certificates)」を発行する。シンガポール法弁護士は、この資格証明書を得なければ、実務を行う事はできない。

¹⁶ LPA (Chap.161) Part2

¹⁷ 同上

¹⁸ SILE website

¹⁹ LPA 82(1)

(3) Law Society of Singapore (シンガポール弁護士会)

シンガポール弁護士会(以下、「弁護士会」という。)は、1967年に設立された。会員の中心はシンガポール法弁護士であり、実務を行っている全てのシンガポール法弁護士は、この弁護士会への登録が義務づけられている²⁰。FPEに合格し、Foreign Practitioner Certificate²¹(以下「FPC」という。)を保持している外国法弁護士や、SLPにおいて、パートナー、ディレクター、またはシェアを有している外国法弁護士も登録が必要となる²²。これらの外国法弁護士は、「外国法弁護士会員(Foreign Practitioner members)」として登録することとなる。その他の外国法弁護士は、登録は義務ではないものの、「非実務会員(non-practitioner members)」として登録することができる²³。

(4) Singapore Academy of Law (シンガポール法曹協会)

Singapore Academy of Law(シンガポール法曹協会、以下、「SLA」という。)は、設立26年目を迎える団体である。法律業界の成長及び発展を支え、法的知識を高め、法曹の知的財産を構築し、法的技術を通じて法律実務の効率を高めるといふ、3つの重要な役割を担っている²⁴。

すべてのシンガポール法弁護士は、実務を行っているか否かに関わらず、当協会の会員とならなくてはならない²⁵。

²⁰ Committee to review the regulatory framework of the Singapore legal service sector, Final Report, January 2014

²¹ LPA130Iにおいて、外国法弁護士の登録に関してAGより発行される証明書

²² 同上

²³ 同上

²⁴ Singapore Academy of Law website

²⁵ Committee to review the regulatory framework of the Singapore legal service sector, Final Report

外国法弁護士は基本的に会員となる必要はないが、当該外国法弁護士が FPE に合格した FPC 保持者である場合、または SLP においてパートナー、ディレクター、またはシェアを有している場合には、会員となる必要がある²⁶。

現在、10000人近くの会員数があり、裁判官、法曹関係者のほか、多数の企業法務担当者、ロースクールの教職員なども会員となっている²⁷。

(5) Attorney-General's Chambers

Attorney-General's Chambers (以下「AGC」という。)は、AG (2014年現在は Mr V K Rajah, SC)を筆頭とし、シンガポール憲法にその根拠を有する歴史ある機関である²⁸。

シンガポールで外国法弁護士が弁護士として業務を行うための登録、規制に関する業務を担っているため、日本法弁護士との関係では、一番密接に関わりのある組織と言える。

AG の主な役割には、以下のものがある²⁹。

政府への法的アドバイス

Public Prosecutor

法律の起案者

シンガポールの法律の代表者

外国法弁護士に対する登録・規制

(Legal Profession International Service Secretariat)

その他、下で述べる JLV や FLA、QFLP などの登録実務を行っている。

4 . 弁護士開業の形態

²⁶ 同上

²⁷ Singapore Academy of Law website

²⁸ Constitution of the republic of Singapore 35(1)

²⁹ AGC website

シンガポールの弁護士は、様々な形態により実務を行うことができる。個人事業主、 パートナーシップ、 Limited Liability Law Partnerships、 Limited Law Corporations のいずれかを選択して業務を行う。会社法、ファイナンスなどに特化した大きな事務所では、JLV や Formal Law Alliances という形態を通じて、国際的な法律事務所と提携して業務を行うこともある。

5 . Singapore Law Practice に対する登録・規制

全ての SLP は、Business Registration Act (Cap.32)³⁰, the Company Act(Cap.50)³¹, または the Limited Liability Partnerships Act (Cap. 163A)³²のもと、Accounting and Corporate Regulatory Authority (以下、「ACRA」という。)に登録しなければならない。加えて、弁護士法は、設立の前に一定事項に関して弁護士会の承認を得ることを要求している³³。

SLP は、第一義的にシンガポール法を取り扱い、当然、シンガポール法に関しては全ての範囲について取り扱うことが可能である。加えて、SLP は外国法弁護士を雇用することによって、外国法のアドバイスも行える。現行制度上、SLP に雇用されている外国法弁護士に関して、AG に登録する義務があるものの、外国法の実務に関して SLP に課される規制はない³⁴。

第二 . シンガポールにおける法律サービスの自由化

³⁰ solo proprietorships and partnerships の場合

³¹ LLC の場合

³² LLP の場合

³³ Legal Profession(Naming of Law Firms) Rules, 4(1), SLP の名前に関し、設立に先立って弁護士会の承認が必要である。その他、設立の形態に関する事項についても弁護士会の承認を要求している。(LPA 81B, 81Q)

³⁴ Committee to review the regulatory framework of the Singapore legal service sector, Final Report, January 2014

1．自由化の歴史

シンガポールが、最初に外弁事務所にその門戸を開いたのは、今から約40年前の1972年のことである³⁵。同国で最初の外弁事務所としての名誉を獲得したのは Coudert Brothers 法律事務所であり、2005年にその152年という事務所としての長い歴史を閉じるまでは、シンガポール国内においても、大きな成功を収めていた。それから8年後の1980年、イギリスの法律事務所 Freshfields に初のシンガポール法を扱える外弁事務所としての資格が付与された³⁶。しかし、同事務所は1980年代後半には当該資格を撤回しており、その後2008年に、QFLP ライセンスという新たな外弁事務所概念が誕生するまでは、シンガポール法を現地法律事務所と共同することなく、単独で扱うことができる資格を有する外弁事務所はシンガポール国内に存在していなかったことになる³⁷。

また、注目すべき事に、2000年に弁護士法が改正されるまで、シンガポールにおいて外国法弁護士及び外弁事務所を規制する法律や規則は存在しなかった³⁸。前述のとおり、1970年以降、シンガポール国内において、多くの外弁事務所が設立され、その中でまた多くの外国法弁護士が法曹として活躍してきた。しかしこれらの外弁事務所及び外国法弁護士は、原資格国の法律及びシンガポール法以外の国際法を扱うことのみ許可されていたため、シンガポール法を扱う法曹のみを対象とした弁護士法による規制の対象にすらなっていなかったのである³⁹。しかし、もし仮に、当該外国法弁護士及び外弁事務所が、シンガポール法に関する実務を行えば、弁護士法違反と

³⁵ Foreign Lawyers in Singapore : Any Future for Singapore law firms?

<http://www.lawgazette.com.sg/2012-03/351.htm>

³⁶ 同上

³⁷ 同上

³⁸ LPA(Amendment) 2000, Part IXA,

liberalization of the Singapore legal sector

³⁹ 同上

して、懲戒の対象となっていたことは言うまでもない⁴⁰。

2 . 2 0 0 0 年以降の法律業界自由化の加速

1997年のアジア経済の危機をきっかけに、シンガポール政府は、同国の経済成長を揺るぎのないものとすべく、様々な経済政策に取り組んできた。

その一環として政府が取り組んだのが、法律サービスの自由化である⁴¹。国際的に大きなネットワークを有する大手法律事務所がシンガポールで業務を行えば、そのクライアントとして国際的な大企業がシンガポールに進出することは間違いない。こういった国際的な大企業のシンガポールへの進出が、シンガポールの経済発展に、極めて重要な要素になるであろうと考え、法律業界の自由化を促進させたのである⁴²。

かかる政府の政策を受け、2000年に弁護士法が改正された。この改正によって、シンガポールの法律業界の構造に、大きな変化がもたらされた。

まず、すべての外国法弁護士及び外弁事務所は、登録を義務づけられるようになった⁴³。これに伴い、外国法弁護士及び外弁事務所の登録に関する事務を行う“Legal Profession (International Service) Secretariat”（以下、「LPS」という。）と呼ばれる新しい機関が AGC 内部に設置されることになった⁴⁴。

この2000年の弁護士法改正の影響は非常に大きく、その後10年ほどの間に、シンガポールにおける法律サービスの自由化は急激に加速した。特にここ近年の2007年以降、シンガポール国内の外国法弁護士の数は、42%も増加し、現在では113⁴⁵のFLPのもと、約1200人の外国法弁護士が業務を行っている。これは、シンガポールにおける外国法弁護士も含め

⁴⁰ 同上

⁴¹ 同上

⁴² liberalization of the Singapore legal sector

⁴³ 同上

⁴⁴ 同上

⁴⁵ Law Society of Singapore website

た弁護士全体の人数である約5260人の約20%にも及ぶ数字である⁴⁶。

さらに、2008年から2012年の4年間に、シンガポールの法律業界の収益は1.9億シンガポールドル以上、25%もの成長をとげた。

シンガポールの自由化政策は、同国の法律業界を ASEAN 地域内の hub として位置づけることに成功し、数々の国際的な大手法律事務所がシンガポールに同地域の本部をおいている⁴⁷。

第三．シンガポールにおける外弁規制の制度

1．外国法弁護士に対する規制

シンガポールは、他の ASEAN 諸国と比較しても、外国法弁護士に対してはその間口を比較的大きく広げている。

外国法弁護士の人数制限なども特に設けることなく、前述のとおり AGC に登録さえ行えば、業務を行うことが可能である。ただし、シンガポール法を取り扱うことは許可されておらず、原資格国の法律、もしくは国際法に限るという制約はある。かかる制約は、相当に厳しく判断されており、シンガポール法弁護士の活動領域を強く守ろうとする政府の姿勢も伺える⁴⁸。

(1) Singapore Bar Exam (シンガポール司法試験) 資格を取得する方法

日本法弁護士を含めた外国法弁護士が、シンガポールに来て弁護士業を行う場合、上記のとおり、現地の法曹資格を取得する必要はなく、AGC への登録のみで業務を開始することができる。

しかし、シンガポールにいる外国人の中には、この Singapore Bar 現地資

⁴⁶ ASEAN's liberalization of legal services : the Singapore case

⁴⁷ 同上

⁴⁸ 現地日本法弁護士インタビュー

格を取得し活躍しているものもいる⁴⁹。また、現地にいる日本人弁護士⁵⁰の中にも、このシンガポール司法試験に合格し、現地資格を取得した上で活躍している弁護士もいる。そこで、まずこのシンガポール司法試験の受験要件等につき、以下、記載する。

この Singapore Bar に承認されるための要件は大変に複雑であるが、大きく下記の 2 段階で判断できる。

- (a) 弁護士法、及び Legal Profession (Qualified Persons) Rule で定義される “Qualified Person” の要件をすべて満たし、
- (b) 弁護士法の 12 章、13 章及び Legal Profession (Admission) Rule 2011 で規定される他の承認要件を満たすこと

まず、1 段階目としての要件である “Qualified Person” となるための要件は、相当に複雑である。Legal Profession (Qualified Person) Rule に細かく規定されているため、詳細については同規則を参照されたい。また、Ministry of Law のウェブサイトにも要件について比較的わかりやすくまとめているため、こちらも参考にするとよい。

以下、主要な要件及び試験概要、研修制度につき、簡単にまとめておく。

シンガポール国内の大学、NUS⁵¹及び SMU⁵²の卒業生

シンガポールの上記 2 大学において、法学部の学位を取得した者は、一定以上の成績をおさめることを条件に、Qualified Person となりうる。シンガポールの国籍を有することや、Permanent Residence(以下、「PR」という。)を保持している必要もなく、外国人であっても Qualified Person とな

⁴⁹ 現地シンガポール法資格を有する韓国人弁護士インタビュー

⁵⁰ 日本法の資格は保有しておらず、シンガポール法の資格のみ有する日本人弁護士

⁵¹ National University of Singapore

⁵² Singapore Management University

りうる⁵³。

認可された諸外国の大学で法学部の学位を取得した場合

イギリスを始め、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ、ホンコン、マレーシアなどの承認されたコモンロー系の大学で法学部の学位を取得した者は、一定の条件を満たせば、Qualified Person となりうる。

この制度は、承認されている各大学が存在する国の外国人に対するものではなく、これらの国に留学するシンガポールの学生のための制度といっても過言ではない。

従って、Qualified Person となるための第一条件として、シンガポール市民であるか、PR を保持していることが必須要件となっている⁵⁴。

実際のところ、シンガポールで活躍するシンガポール法弁護士、特に若い世代の弁護士は、イギリスなどの大学に留学して、学位を取得した者が非常に多い⁵⁵。

こういった制度を設けることで、シンガポールの優秀な若い世代が、さらに海外へ留学し学ぶことに意欲をもつこととなり、グローバルな人材が生まれやすい環境が整っているといえる。

Singapore Bar Exam 概要

Singapore Bar Exam (シンガポール司法試験)には、Part A と Part B という2種類が存在する。

上記の種類で、シンガポール国内の大学、NUS 又は SMU を卒業した者は、Part B のみを受験すれば足りる⁵⁶。

承認された海外の大学を卒業した者は、Part A と Part B の双方を受験

⁵³ MinLaw website

⁵⁴ Legal Profession (Qualified Persons)Rule

⁵⁵ 現地シンガポール法弁護士インタビュー

⁵⁶ MinLaw website

する必要があり、現在 Part A の研修及び試験は、従前は NUS で実施されていたが、現在は SILE (Singapore Institute of Legal Education) において実施されている。

海外で活躍するシンガポール人の弁護士の帰国を奨励するため、共通圏系の国で 2 年以上の実務経験のあるシンガポール市民については、PartA のみに合格すれば弁護士資格が与えられる。一方、海外での実務経験が 6 ヶ月以上 2 年未満の場合では、PartA、PartB 共に合格しなければならないが、PartB における法律事務所研修期間が 6 ヶ月に短縮される。

法曹研修制度

シンガポールの研修は、試験の前後にわたって（試験合格の制度に組み込まれたものとして）行われる。

(a) Part A 試験に関しては、上記のとおり、従前は NUS において行われていたが、現在は SILE において実施されている。

研修及び試験科目は、シンガポール法制度及び憲法 (Singapore Legal System & Constitutional Law)、土地法 (Land Law)、刑法(Criminal Law)、会社法(Company Law)、証拠法(Evidence Law)である⁵⁷。

(b) Part B 試験は、SILE によって実施される。

民事手続(Civil Procedure)、刑事手続(Criminal Procedure)、家族法 (Family Law)、破産法(Insolvency)、不動産法 (Real Estate)、倫理(Ethics)、専門技能(Professional Skills)と、他に 2 つの選択科目を選択する⁵⁸。教官 (指導員) は弁護士と裁判官のみである。

この前半の研修が約 5 か月行われたのち、試験を受験し、将来的な雇用者の下で 6 か月の実務研修を行った後、そのまま当該事務所に就職するこ

⁵⁷ 同上

⁵⁸ SILE website

ととなる⁵⁹。

この Part B の研修及び受験費用は、シンガポール市民で 6 4 2 0 シンガポールドル、PR 保持者で 7 4 9 0 シンガポールドル、外国人学生においては、9 0 9 5 シンガポールドルとなっている⁶⁰。下記で詳述する FPE 試験の受験料と同程度の費用が必要であり、シンガポールにおいて法曹資格を取得するのは相当な費用が必要といえる。

(c) シンガポールの学生の多くは、同じコモンロー系のイギリスなどへ留学し、法律の学位(LLB)を取得する者が非常に多い。イギリスの LLB コースは 3 年間となっている。

3 年の留学を終えて、シンガポールに戻った後、PartA と呼ばれるコースを受けなければならない。

PartA コース全ての講義の終了後、PartA の試験を受け、その後、6 ヶ月に及ぶ法律事務所での実務トレーニングを受けなければならない。

(現地法曹からは、First Training と呼ばれている。)この実務トレーニングは、日本の司法研修制度と同様、各法律事務所において、実際にどのように案件をどのように処理していくのかなどを学ぶ。この 6 ヶ月の実務トレーニング終了後、次のステップとして、6 ヶ月の PartB コースの受講に入る。この PartB コース終了時に、PartB コースの試験を受験し、再度、法律事務所において(通常は同じ法律事務所)、再度 6 ヶ月の実務トレーニングを行う。この実務トレーニング中に、PartB コースの合否の結果がわかるため、無事合格していれば、そのまま実務トレーニングを行っている事務所に、就職という流れとなる。

この実務トレーニングを行う法律事務所は、先輩からの推薦などから選ぶことが多いという。実際に実務トレーニングを行っても、お互いが合意しなければ、別の事務所に就職先を探さなければならない。

実務トレーニング中に行えることは、リサーチ業務、簡単なドラフトの手伝いなどで、日本の修習生が行っていることとさほど変わらない。

⁵⁹ 現地弁護士インタビュー

⁶⁰ SILE website

弁護士のカラーによって、トレーニーに同等な意見を求める場合もあれば、トレーニーの意見は一切聞かない場合もあり、どの事務所でトレーニングを行うかによって、(どの弁護士に指導されるかによって)、キャリアの積み方も大きく変わってくる印象である。

シンガポールの法学部は4年間で、海外の LLB と比べ、一年長い。そのため、シンガポールの大学で法律学位を取得した場合は、上記のPartA コースは免除されており、PartBのコースからスタートすることができる。PartAのコースを終えるのに、約1年間かかるので、結局いずれのルートでも、法曹資格取得にかかる年数は同じとなっている。

筆者が知り合ったシンガポールの若い法曹のほとんどは、イギリスなどへ留学経験のあるものがほとんどである。大学時代くらいは、シンガポールという狭い世界を抜け出し、外国での交流を行いたいという若者が多い印象である。シンガポールは英語を公用語とし、語学面の問題が全くないことも、留学を促進させる一因と考える。シンガポールへ留学している学生(社会人経験者も含めて)も増えている印象であるが、日本の若い世代の法曹も自らの可能性を拡大すべく、積極的に海外留学を経験することをお勧めする。

(2) 資格取得後のキャリア

現地の若手法曹有資格者も、日本と同様、大きな事務所に勤める場合は、毎日深夜までの業務におわれるなど、大変な激務をこなさなければならないようである。中規模の事務所でも、相当程度忙しい。

もっとも、比較的規模が小さい事務所であれば、基本的な就業時間は9時~18時など比較的緩やかな仕事のペースをキープできる事務所もある。事務所の規模が大きいほど、パートナー、シニアロイヤー、ジュニアロイヤーのヒエラルキーは多重な層を構築しており、一年目のジュニアロイヤーは、リサーチ業務のみ、運が良ければ何かのドラフトができるというような形でキャリアをスタートすることとなる。法廷に立つのは、業務を始めてから5年後、という場合も多い。

もっとも、中には1年目から法廷に立ったり、重要書面のドラフトを行っ

たりと、いろいろな経験を積みせてもらっている若い法曹有資格者もあり、どの事務所でキャリアをスタートさせるのかは、その後自分のキャリアをどのように構築していくかを大きく左右させるものであろう。

(3) 弁護士の義務的活動

シンガポールの弁護士は、日本での国選弁護人の義務的な活動はない。当地でのプロボノ活動は、完全な任意となっている。Criminal Legal Aid, Legal Aid Bereu の名簿に登録すれば、必要に応じて受任の要請がくることとなる。

シンガポールの法曹有資格者に課される唯一の義務といえるものが、「CPD ポイント」の取得である。この CPD ポイントというのは、法曹有資格者個人の能力、知識の向上を指導するもので、シンガポールで開催される各種法律セミナーや法律イベントへの出席によってポイントを取得することができる制度となっている。若い法曹有資格者の方が取得すべきポイントは高く設定されており、1年目のジュニアロイヤーは年間16ポイントである一方、25年目のベテランパートナーともなれば、年間に取得しなければならない CPD ポイントは4ポイントで足りることとなっている。

もっとも、各種セミナーへの参加は有料で、それなりの出費が必要となっている。参加費の高いセミナーに参加すれば、ポイントも多く取得できるというからくりとなっている。

若い世代の法曹有資格者にセミナー等への参加を義務づけ、自動的に研鑽を積みせる一方で、主催者側では費用をしっかりと徴収できるという、なんともシンガポールらしい制度と言えなくもない。

(4) 外国法弁護士として実務を行う方法

Ministry of Law への外国法弁護士登録

シンガポール現地で業務を行っている日本法弁護士を始め、多くの外国法弁護士が行っているのが、繰り返しになるが、Ministry of Law に外国法弁護士として登録し、業務を開始する方法である。

当該弁護士が、いずれかの国において資格を有する弁護士であれば、弁護士法のもと、シンガポール国内に置いて「外国法弁護士」として、自国の法律、外国法のみを扱うことを条件に、実務を行うことができる。シンガポール国内において、所定のコースをとったり試験を受けたりする必要はなく⁶¹、Ministry of Law 内の LSRA に登録するのみで良い。全てオンラインによる申請手続きにより、必要事項を記入、必要書類をオンラインにて提出の上、申請手続きを行うのみでよく、登録費用も年間約 200 シンガポールドルと負担も小さい⁶²。非常に簡易な方法で弁護士として業務を開始することができる。

ただし、前提として、シンガポールにおける就労ビザを取得する事が必要であるが、近年、就労ビザの取得要件が、厳格化していることに注意が必要である。シンガポール政府は、近年、外国人労働者の受け入れを制限する方針を取っており、要件は年々厳格化されている。今後も就労ビザ取得の要件には注意が必要である。

外国法弁護士は、外国法の実務に関しては、AG による規制及び懲罰の対象となる。

FPE に合格し、FPC を保持する外国法弁護士は、シンガポール法の実務に関しては、弁護士会、最高裁判所及び AG の規制及び懲罰の対象となるが、第一義的な規制及び懲罰は AG によって行われる。

Foreign Practitioner Examination (FPE)

上記のとおりシンガポールにおいては、外国法弁護士は、比較的簡単に業務を開始することができるが、シンガポール法の領域に関しては、厳格に守られている。しかし、このシンガポール法に関する規制も決して乗り

⁶¹ Misitry of law website

⁶² 同上

越えられない壁ではない。この FPE を受験し合格すれば、外国法弁護士であっても一定範囲のシンガポール法に関しては、取り扱うことができるようになるのである。

具体的な受験資格や試験制度について、以下に記載する。

(a)試験に関する情報

上述のとおり、FPE 試験に関する監督は、SILE が行っている。SILE のウェブサイトには、同試験に関する受験資格や試験科目、実施方法などに関する詳しい情報、及び Q&A なども記載されている。また、メールによる問い合わせも受け付けているため、試験に関して質問がある場合には、問い合わせを行うことをお勧めする⁶³。

(b)試験に関する規定

同試験の受験資格要件などについては、the Legal Profession (Foreign Practitioner Examinations) Rules 2011 Rule 4 (以下、「同規則」という) にその詳細が規定されているが、以下、主な要件について記載する。

・同規則(3)-(a)

外国法弁護士であること。

ここで、「外国法弁護士」とは、シンガポール以外のいずれかの地域において、当該地域において法律によって承認もしくは登録事務を行うことを認められた外国の機関により、正式に資格を与えられた、もしくは登録が行われた個人のことをいう。

・同規則(3)-(f)

⁶³ 実際に筆者もメールによって SILE にいくつかの問い合わせをしてみたところ、迅速かつ丁寧な回答が得られた。

外国法弁護士となった後、シンガポールその他の国において、出願された日からさかのぼって5年以内に、少なくとも3年以上、いずれかの外国法分野で許可された法律分野のうち最低一つの法律に関する実務経験を有すること

・同規則(3)-(g)

シンガポールにおいて、JLV、QFLP、ライセンスが付与された FLP、あるいは SLP において外国法弁護士としてすでに実務を行っているか、もしくは、これらの事務所において、外国法弁護士として採用通知をすでに取得していること。

すなわち、シンガポール国内で実務を行っている外国法弁護士もしくは行うことが決定している外国法弁護士のみ受験が可能であって、例えば日本で業務を行っている日本法弁護士が受験する事はできない。

・同規則(6)

5年以内に、当該試験に2度落ちた場合は、最後に落ちた年から3年経過していなければ、再度受験する資格は得られない。

(c)試験実施の実情等

受験者数は、毎年数名程度と少ない。(2013年の受験者数は7名、2014年については現段階では非公開⁶⁴。)

また受験料は、2014年に関しては、申請費用321シンガポールドル、受験費用7704シンガポールドル(どちらも返金不可)、合計約8000シンガポールドルと非常に高額である⁶⁵。今年から制度が変わり10名以上集まらないと試験が開催されないこととなったため、毎年試験が開催されるかどうかも定かではない⁶⁶。

⁶⁴ SILE による回答

⁶⁵ 同上

⁶⁶ 現地日本法弁護士インタビュー

受験科目は、Corporate Practice, Commercial Practice, Corporate Finance 及び Ethics & Professional の4つの分野に大きく分類され、その中で更に下記のとおり細かく科目が分かれている⁶⁷。(Table.1)

(Table.1)

科目	リーディングリスト
Corporate Practice	Company Law Corporate Insolvency Joint Ventures Take-Overs and Mergers
Commercial Practice	The Singapore Legal and Financial System Contract Property Trusts and Equity Intellectual Property Tax Competition Arbitration Financial Crimes
Corporate Finance	Capital Markets Banking Alternative Business Structures
Ethics & Professional	Legal Infrastructure Responsibilities to the Client Relationship between Lawyers The Lawyer and the Law Practice Maintenance of Ethical Standards and Disciplinary Issues Responsibilities to the Public The “Spirit” of Ethics

⁶⁷ SILE website

試験は、Open Book で実施されるため、試験会場に本を持ち込む事が可能である⁶⁸。また、科目数も多く範囲が広いため、その分、細かい知識までは聞かれず、「広く浅く」といった内容のみ問われる。論文に関しても、日本の司法試験の受験勉強の応用で足り、難易度としてはそこまで難しいものではない⁶⁹。

2013年の試験では、受験者7名のうち4名が合格している⁷⁰。

インハウス弁護士

シンガポール国内で外国法弁護士が働くもう一つの方法として、企業内のインハウス弁護士という道がある。シンガポールには、インハウス弁護士を統括する団体、Singapore Corporate Counsel Association が存在し、(以下、「SCCA」という。) SCCA に所属するメンバーは、他の企業のインハウス弁護士との間で情報などを共有できる。

シンガポールのインハウス弁護士に対する規制は存在しない。インハウス弁護士として採用される際に、シンガポール国内及びその他のいずれの国での法曹資格を有している必要はなく、実務許可証を有している必要もない。シンガポール法弁護士も外国法弁護士もインハウス弁護士として業務を行う限りは同様の取り扱いを受ける⁷¹。

法務大臣による例外的取り扱い

一定の要件を満たした場合、法務大臣に申請を行うことによって Qualified Person にあたらない場合にも、例外的に Singapore Bar への承認が認められるような取り扱いが行われることがある。

⁶⁸ SILE website

⁶⁹ FPC 資格保有日本法弁護士インタビュー

⁷⁰ SILE による回答

⁷¹ SCCA website

例えば、法律事務所のパートナー弁護士のような、重要な経験を有したシニア弁護士の場合、上記司法試験 Part A が免除されうる。

その他、同様に一定の条件を満たした場合、法務大臣への申請によって Part B の免除、6ヶ月の研修が免除されることがある⁷²。

しかし、免除の判断は、個々のケースに応じて法務大臣の裁量によって決定されるため⁷³、基準はあってないようなものといえる。

2. 外弁事務所に対する規制

外弁事務所がシンガポール国内に事務所を設立する場合、Ministry of Law 内にある LSRA に登録することより、正式なライセンスを得た上で、下記の形態により設立する事が出来る。

(1) RO (Representative Office)

この Representative Office (以下、「RO」という。)においては、一切の法的実務を行うことが禁止されているため、個々の事務所は、市場調査などを行うことしかできない⁷⁴。しかし、この RO の1年間のライセンスは、当該事務所が、下に述べる FLP 設立を決定するまで延長することができることとなっている⁷⁵。そのため、FLP 設立を予定した場合の予備調査を行う場合などに限定すれば、この RO を設立することにも意味があるといえる。

(2) FLP (Foreign Law Practice)

⁷² MinLaw website

⁷³ 同上

⁷⁴ Legal Profession (International Services) Rules 2007,
ASEAN'S Liberalization of Legal Service : The Singapore Case

⁷⁵ 同上

すべての Foreign Law Practice⁷⁶ (以下、「FLP」という。)は、SLPと同様、Business Registration Act(Cap. 32) 、the Companies Act(Cap. 50) 、あるいは Limited Liability Partnerships Act (Cap. 163A)のもと、ACRAに登録しなければならない。

FLPは、第一義的に外国法に関する業務を行う。現行制度上、シンガポールで法律サービスを行おうとするすべてのFLPは、AGに登録し許可をえなければならない。FLPに雇用されているシンガポール法弁護士及び外国法弁護士は、共にAGに登録する必要がある⁷⁷。

FLP及びSLPとの間で共同形態の事務所を開業している場合は(以下に詳述するJLVやFLAなど)、AGによるライセンス制度が適用される⁷⁸。

前期の通り、ROを設立する意味としては事実上、市場調査という意味合いのみしか有しないため、現実的には、大多数の外弁事務所はFLPとしてシンガポールの法律業界に参入することとなる。

シンガポールの資格を有する弁護士は、FLPに入ることは禁止されていないものの、当該シンガポール法弁護士が行える業務は、FLPが行える範囲に限定されている。FLPにおいては、シンガポール法は扱えないこととなっているため、結局、シンガポール法弁護士を雇い入れてもできることは少ない。例えば仲裁でシンガポール法が絡むような案件の場合にのみ、シンガポール法弁護士を雇用するメリットがある。

以下に詳述する、JLV、FLA、QFLPのライセンス取得によって、このFLPも、シンガポール法を限定的にではあるものの扱えるようになる。

(3) FLA (Formal Law Alliance) と JLV (Joint Law Venture)

⁷⁶ シンガポール及び諸外国において、シンガポール法以外の法律サービスを提供する個人事業主、及びパートナーシップもしくは共同形態で開業している法律事務所

⁷⁷ Committee to review the regulatory framework of the Singapore legal service sector, Final Report

⁷⁸ 外弁事務所のみ課される制度である

2000年の弁護士法改正によって導入された制度が、この Formal Law Alliance（以下、「FLA」という。）と Joint Law Venture（以下、「JLV」という。）である⁷⁹。

SLP と FLP が共同関係を構築することによって、お互いの利点を共有できるようにした制度である。すなわち、SLP としては、FLP からワールドクラスの高度な法律サービスを受ける事ができ、また FLP としては、FLP 単体では取り扱うことができないシンガポール法のサービスを行えるというメリットがある。オフィスの建物や収益、クライアントの情報などを共有することもでき、双方の事務所が国際的な法律サービスをクライアントにワンストップで提供できることになる⁸⁰。

FLA と JLV には、上記のとおり、どちらも SLP と FLP が共同して、事務所運営を行うという、類似した概念である。では、いったいどこに相違点があるのであろうか。

まず、FLA は2つの事務所が互いに独立性を保ったまま業務を行える。例えば、FLA を提携する両事務所はそれぞれ、FLP と SLP として登録することができる。つまり、FLA は、ブランド作り及びクライアントへの戦略として、単一の事務所であるとの「イメージ」を作り出しているということが出来る。実際には、この FLA 制度はほとんど利用されておらず、現在シンガポール国内には4つの FLA が存在するのみである⁸¹。

代わりに、より多く利用されているのが、JLV 制度であり、現在以下の7つの JLV が存在する。(Table.2)

(Table.2)

FLP	SLP	JLV 設立年
Baker & Mckenzie(US)	Wong & Leow	2001
Clyde & Co (UK)	Clasis LLC	2013
Dacheng Law Offices(China)	Wong Alliance LLP	2011

⁷⁹ Liberalisation of the Singapore Legal Sector

⁸⁰ Trade in Legal Services Liberalization in Asia Pacific FTAs

⁸¹ 同上

Duane Morris (US)	Selvam LLC	2011
Hogan Lovells(US & UK)	Lee & Lee LLP	2001
Pinsent Masons(UK)	M Pillay LLC	2010
Watson, Farley & Williams(UK)	Asia Practice LLP	2011

FLA と異なり、JLV は SLP と FLP が共同で所有する会社として設立される⁸²。

FLA においては、シンガポール法は FLP を構成する SLP の弁護士を通じて行われるが、JLV に関しては、ことはさらに複雑である。

JLV を構成する SLP は、シンガポール法に関して全範囲の業務を行うことができるが、JLV そのものとしては、「許可された範囲の法律実務 (Permitted areas of legal practice)」を行うことしかできない。この「許可された範囲内」とは、一般的に商法と理解されている⁸³。

この JLV 構想も、大成功を収めたとは言いがたく、2、3年という短い期間で終了を迎えた JLV が多い。2012年までには、シンガポール最大手の3事務所が JLV を終了するに至った。特に、現地最大手の法律事務所、

⁸² Legal System in ASEAN-Singapore Chapter 6

⁸³ Legal Profession(International Service)Rules 2008 の規定によると、「Permitted areas of legal practice」とは、下記の法律及び法律行為をのぞいたものと定義されている。
 (a)constitutional and administrative law (b)conveyancing (c)criminal law (d)family law
 (e)succession law, including matters relating to wills, intestate succession and probate and administration;
 (f)trust law, in any case where the settlor is an individual
 (g)appearing or pleading in any court of justice in Singapore, representing a client in any proceedings instituted in such a court or giving advice, the main purpose of which is to advise the client on the conduct of such proceedings, except where such appearance, pleading, representation or advice is otherwise permitted under the Act or these Rules or any other written law
 (h)appearing in any hearing before a quasi-judicial or regulatory body, authority or tribunal in Singapore, except where such appearance is otherwise permitted under the Act or these Rules or any other written law.

Allen & Gredhill 法律事務所と Linklaters 法律事務所 の 11 年の長きにわたる JLV 関係が終了したのは注目に値すべきである⁸⁴。Linklaters 法律事務所はその後 2013 年に、下記の QFLP ライセンスの申請を行い、同ライセンスを取得するに至ったことから、Allen & Gredhill 法律事務所との共同関係に見切りをつけ、同事務所単独での経営を望んだものと推測される。

JLV は、法律サービスの自由化の重要なステップとして構想された制度であったが、SLP と FLP 間の文化的及び経済的利害の対立などによって、上記のとおり失敗する事例も多い。もっとも、中には長期間にわたり友好関係を築いている JLV も存在する。例えば、Hogan Lovells 法律事務所 と Lee & Lee 法律事務所は、2001 年から 10 年以上も JLV として良好な関係を保っている。この 2 つの法律事務所は、両者の得意とする分野が異なるという理想的な関係にあるため、長期的に良好な関係を築いている。また、Baker & Mackenzie 法律事務所と Wong & Leow 法律事務所の場合は、後者が JLV の目的の為に設立されたという特殊なケースである。このような場合には JLV 関係も長期にわたり継続する可能性がある。

(4) QFLP (Qualifying Foreign Law Practice)

QFLP の概要、背景

Qualifying Foreign Law Practice (以下、「QFLP」という。) は、2008 年に導入された最も新しい制度である⁸⁵。シンガポール国内の外弁事務所に、一定範囲のシンガポール法を扱えるライセンスを直接付与するという画期的な構想である。すなわち、FLA や JLV と異なり、QFLP においては、シンガポールのローカル法律事務所とパートナーシップを提携する事なく、外弁事務所が単独で、シンガポール法を扱うことが許可されるのである⁸⁶。しかしその場合も、当該事務所の外国法弁護士がシンガポール法のアドバイ

⁸⁴ Trade in Legal Services Liberalization in Asia Pacific FTAs

⁸⁵ LPA 130D

⁸⁶ 同上

スを行えるようになる訳ではなく、雇用しているシンガポールの資格を持った弁護士を通じてのみ、シンガポール法のアドバイスが行える点に注意が必要である⁸⁷。

ライセンスの期間は5年間で、この間 QFLP 資格を取得した外弁事務所は、シンガポールにおいて大きな業務拡大のチャンスを獲得することが可能となる。

これまで、FLP として登録していた外弁事務所は、ファイナンスや海外の M&A など、シンガポール法を必要としない案件を中心に業務を行っていた。しかし、海外の企業がシンガポール企業を買収する案件などが増加してきたことに伴い、海外企業、シンガポール企業双方に法的サービスを提供するため、シンガポール法を扱える弁護士を必要とする状況が増えてきた。シンガポール法を単独で扱えることになれば、クライアントに対し、ワンストップの法律サービスを行うことができるようになる⁸⁸。他の外弁事務所のように、シンガポール法のアドバイスをもらうために、現地法律事務所を介する必要もなく、コスト削減にもつながる。

QFLP ライセンス取得の実情

この QFLP ライセンスは、シンガポール法務省に申請がなされた後、数段階の評価手続きが行われる。まず、財務省事務次官が議長をつとめる評価委員によって審査された後、同評価委員が AG にアドバイスを行い、AG の推薦の考慮した上で、法務大臣が議長をつとめる選抜委員が QFLP ライセンスをどの外弁事務所に許可するかを決定する⁸⁹。

この QFLP ライセンスを取得するのは、かなりの狭き門となっている。本制度が開始された 2008 年 2 月に、20 の FLP が申請を行ったのに対

⁸⁷ Legal profession(International Service)Rules 2008, rule11(1)(b)

⁸⁸ Liberalisation of the Singapore Legal Sector

⁸⁹ Award of Qualifying Foreign Law Practice licences, 5 Dec 2008 Posted in Press releases <https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/award-of-qualifying-foreign-law-practice-licences.html>

し、6つの事務所に最初の QFLP ライセンスが付与された。また、昨年 2013年2月に、2回目の QFLP 審査が行われ、23事務所からの申請のうち、新たに4事務所に QFLP ライセンスが付与された⁹⁰。(Table.3)

(Table.3)

事務所名	2008年	2013年	2014年更新
Allen & Overy			
Clifford Chance			
Latham & Watkins			
Norton Rose			
White & Case			1年限定の 条件付き延長
Herbert Smith Freehills			更新されず
Gibson, Dunn & Crutcher			
Jones Day			
Linklaters			
Sidley Austin			

これらの事務所は、世界各国にオフィスを有し、またその名を誰でも聞いた事があるような、世界でもトップクラスにランキングされる法律事務所ばかりである。

この QFLP ライセンス付与の決定には下記のような基準を元に決定されている⁹¹。

⁹⁰ Award of the second round of Qualifying Foreign Law Practice licences, 19 Feb 2013
Posted in Press releases

<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases.html>

⁹¹ Award of Qualifying Foreign Law Practice licences, 5 Dec 2008 Posted in Press releases
<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/award-of-qualifying-foreign-law-practice-licences.html>

- ・ 当該法律事務所のシンガポールオフィスが生産する海外案件の価値
- ・ 当該シンガポールオフィスに拠点をおいて業務を行っている弁護士の数
- ・ 当該シンガポールオフィスが強みとする実務分野
- ・ 当該シンガポールオフィスが、当該地域の統括拠点として、どの程度機能しているか
- ・ 当該法律事務所の全世界及びシンガポールにおける実績

QFLP ライセンスの更新

2008年に QFLP ライセンスを取得した上記6事務所は、シンガポールの法律セクターに多大な貢献を行った。2009年から2014年の5年間で、同6事務所は、合計12億シンガポールドルを売上げ、そのうち80%は国外

案件であった⁹²。同6事務所内には、現在合計100人以上のシンガポールの資格を有する弁護士が雇用されている⁹³。

QFLP ライセンスの更新に際しては、ライセンス取得後最初のライセンス期間である5年間における、上記のような、各事務所のパフォーマンス、及び次の5年間における、シンガポールのリーガルマーケットへの予見される貢献度などの基準をもとに決定されている。

かかる QFLP の更新に関して、特筆すべき事項がある。最初に QFLP ライセンスを取得した6事務所の一つ、Herbert Smith Freehills 法律事務所は、2014年4月に5年のライセンス期限が終了した後、同事務所の QFLP ライセンスは更新されることなく終了した。詳細については、明らかにされていないが、他の事務所が多くシンガポール法弁護士を雇用している中（6事務所合計で約100名より単純平均数16名）、同事務所のシ

⁹² Renewal of Qualifying Foreign Law Practice Licences Awarded in 2008, 28 Feb 2014
Posted in Press releases

<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases.html>

⁹³ 同上

ンガポール法弁護士的人数は5人と少なく、またライセンス期間の5年間に、当初予見していた収益を上げることが出来なかったため、同事務所がライセンスの更新を断念したか、もしくは申請は行ったが拒否されたかのどちらかとみられる⁹⁴。

また、White & Case's 法律事務所は、ライセンス更新の申請を行ったものの、5年間の更新は認められず、1年間という条件付きの期間延長のみ認められた⁹⁵。

このように、法務省による同ライセンスの更新の基準、要件は相当に高いことが伺える。

QFLP ライセンスについての考察

シンガポール政府は、この QFLP の導入によって、シンガポールの法律サービスの自由化を促進し、シンガポールを ASEAN 地域のみならず、グローバルな観点から、同業界の中心的な存在として発展する重要なステップにつながると見ている。実際、上記のとおり、QFLP ライセンスを取得した事務所の収益は大きく、法律業界のみならず、シンガポール経済の成長にも大きく貢献している。また QFLP 事務所による現地シンガポール法弁護士の雇用も増え、若い優秀な人材が海外へ流出するのを防止する結果にもつながっている。

しかし一方で、原則として、FLP はシンガポール法を扱えないこととしている現地の外弁規制の例外中の例外ともいえる、この QFLP ライセンス許可及び更新の許否は、上記目的を達し得る範囲において、限定的にしか認められていない。

かように、政府が政策的な調整を加えながら実施する方針を採用しているため、いつ、いくつの参入を認めるかは今後とも政府の裁量にのみかかり、

⁹⁴ Can Herbies succeed in Singapore without the QFLP?

<http://www.thelawyer.com/analysis/behind-the-law/can-herbies-succeed-in-singapore-without-the-qflp/3017033.article>

⁹⁵ 同上

次のライセンスは早々にはでないものと予見される。

2012年の規則改正により、QFLPライセンスを取得したFLPがさらにSLPとJLV及びFLAとして提携できるようになった⁹⁶。これにより、更なるフルスケールの法律サービスの提供が可能となる。例えば商法に限定されているQFLPの実務範囲が、提携しているSLPを通じて、より広範囲な法律サービスを提供することが可能となるのである⁹⁷。

このように、シンガポール政府も、SLPに対するライセンス制度につき、マイナーチェンジを行っていくことで、これらの制度が成功する可能性を模索しているといえる。

先述のとおり、JLVやFLAにおける利害対立の問題から、この新しい構想も簡単には成功しないと推察される。

もっとも、「提携する目的のための」SLPを設立するといった特殊なケースの場合には、異なる考察が可能である⁹⁸。

2008年にQFLPライセンス取得したClifford Chance法律事務所は、2012年にCavenagh Law法律事務所というSLPと、FLAを提携した。しかし、実際には、このSLPはFLAを提携する目的のためだけに、Clifford Chance法律事務所によって設立されたものである。同事務所は、「訴訟のアドバイスも行える初の国際法律事務所」といううたい文句掲げているが、QFLPライセンス自体が、訴訟問題も扱えるとの誤解を生じさせるおそれがあり、こういった広告は政府に厳しく批判されている⁹⁹。

日系法律事務所も、このQFLPライセンスを取得できれば、大きな飛躍のチャンスとなることは間違いない。しかし、ライセンス取得の条件をクリアするのは、上記のとおり非常に厳しいため、今後、政府間の交渉などによって、条件が緩和されるなどの状況の変化がない限り、現段階では可能性としては低いであろう。

⁹⁶ Legal Profession(International Services)Rules 2008, 11(3A)

⁹⁷ Trade in Legal Service Liberalization in Asia-Pacific FTAs

⁹⁸ 同上

⁹⁹ 同上

3 . ASEAN 諸外国との比較

シンガポールは、上記のとおり、政策的にはあるものの、2000年以降、その法律マーケットの自由化を急激に促進してきた。また、シンガポール政府は、同国を ASEAN 域内の法律サービスのハブとして機能すること目指しており、同国内のみならず、周辺諸国も含めたワンストップの法律サービスを提供することが将来的には望まれる。

そこで、ASEAN 周辺諸国各国が、この法律マーケットの自由化、外弁規制に関し、いかなる政策をとっているのか。以下、簡単にではあるが、個別に検討する。

(1) フィリピン

フィリピンの外弁規制は、かなり厳格であり、いまだ外国法弁護士に対する道は固く閉ざされたままにある。フィリピン国内において、法律実務を行うことは、「フィリピン国民」であることが要求されている。外国法弁護士は、限定的な資格の取得も認められていない¹⁰⁰。フィリピンの最高裁判所は、「フィリピン国民」が、スペイン法に基づいて発行された資格によって、フィリピン国内において法律実務を行うスペインとの条約を違憲と判断したほどである。

法律マーケットとして、同国を重視している日本法弁護士は少なくないが、同国において業務を行うには、未だ高い壁が存在し、日本法弁護士が業務を行える道を探るには、詳細な調査が必要と思料する。

(2) ミャンマー

ミャンマーは、今後、経済成長が大きく期待される国であり、現在、多く

¹⁰⁰ APEC economy: Philippines; Jurisdiction: Philippines

の外国投資家や起業家が同国への進出を目論んでいる。こういった国際的な企業の進出に伴い、同国において、国際的な法律サービスのニーズが高まっていくことは想像に難くない。これに伴い、日系法律事務所を始め、多くの国際法律事務所は、今後、同国での法律マーケットへの進出、拡大を目指している。

その中でも、Baker & McKenzie 法律事務所は、国際的な法律事務所の中で最も早く、ミャンマー法に関する実務を開始した事務所の一つである。2012年4月に、同事務所のタイオフィスに、ミャンマーセンターを開設し、その4か月後には、最初のミャンマー法弁護士を採用するにいたった。開設以来、同センターには世界各国のクライアントより、圧倒されるほどの件数の問い合わせがあったが、多くのクライアントは、未だ調査、リスク評価、同国の環境の理解、そして同国においてビジネスを行うかどうかを決定している段階であった。最近になってようやく、その問い合わせ内容も成熟度を増し、特に石油・天然ガス、電気通信の取引に関する問い合わせなどが増えてきている。

軍事政権下、同国は長きにわたって文化的にも経済的にもその門戸は固く閉ざされていた。これにより、ほとんどの現地ミャンマー法弁護士は、商法、会社法案件を取り扱った経験がない。また、同国は、いまだ完全な法的な枠組みが整っていないという段階でもある¹⁰¹。

かかる状況から、同国の外弁規制も、未だ完全には整備されておらず、外国法弁護士も比較的参入しやすい。また、商法、会社法案件に長けたミャンマー法弁護士がほとんど存在しないという点に関しても、同案件につき非常に高いスキルを持った日本法弁護士の存在は、同国内の日系企業にとって非常にありがたい存在となることは想像に難くない。

日系法律事務所もここ1、2年の間に、同国の首都ヤンゴンにオフィスをオープンする事務所が相次ぎ¹⁰²、同国の法律マーケットが今後拡大傾向にあ

¹⁰¹ Myanmar Is Now Home To An Increasing Number Of International Law Firms, July 19 2013

<http://www.ibtimes.com/myanmar-now-home-increasing-number-international-law-firms-1353793>

¹⁰² Table.5

ると見ていることは間違いない。今後、同国を日本法弁護士の活躍の地として検討することは十分に可能であると思料する。

(3) インドネシア

インドネシアも、近年経済成長が著しく、法律業界のみならず、他のいろいろな業界が、同国経済への参入を検討している国である。かかる特徴のもと、世界各国の法律事務所も、インドネシアの法律業界への参入に関し、非常に熱い視線を送っている。中でも、多くのオーストラリアの法律事務所は、そのインドネシアとの地理的な関係も相まって、同国において長く法律サービスを提供するに至っている。

かように、法律マーケットとしては、非常に可能性の大きい同国ではあるが、残念なことに、その外弁規制は非常に厳しく、同国における外弁事務所の設立は認められていない。したがって、同国の法律業界へ参入した外弁事務所は、「Fly-in, Fly-out」ベース、もしくは、現地インドネシア法律事務所との「提携」という形で業務を行うしかない。しかし、例えばオーストラリアの Allens 法律事務所は、1970年代より長きにわたり、インドネシアで法律サービスの提供を行ってきた。かかる厳しい外弁規制の中でも、現地法律事務所との長期的かつ有効・親密な提携関係が築ければ、外弁事務所がクライアントに質の高いワンストップの法律サービスを提供できる道は十分にあるといえる¹⁰³。

日系法律事務所に関して言えば、西村あさひ法律事務所が、現地 Rosetini & Partners 法律事務所との提携関係を築いているが、この厳しい外弁規制が緩和されないうちは、かように、現地法律事務所との有効かつ親密な関係を構築することにより、現地における法律サービス提供の成功の道を探るしかないであろう。

(4) タイ

¹⁰³ The Indonesian influence, 29 May, 2012

タイにおいては、中間的な外弁規制が課されている。一定範囲の法律サービスの提供をのぞく、法律コンサルティングサービスを提供する外弁事務所の設立が認められている¹⁰⁴。また、現地法律事務所との提携も可能である。外国法弁護士も、原資格国、国際法に関する法律アドバイスの提供は認められている。

日系法律事務所も、ここ1、2年の間に、バンコクにオフィスを開いている事務所もあり、同国内に日系企業が非常に多い事も鑑みれば、日本法弁護士の活躍の場として、注目すべきマーケットと言えるであろう。

(5) ベトナム

ベトナムの外弁規制は、比較的緩やかな様相を示している。

2007年に同国は、World Trade Organization(以下、「WTO」という。)に加盟し、専門サービスである法律サービスも自由化された。これに伴い、現在、ベトナム法務省への登録によって、外弁事務所は以下の方法で、業務を行うことが認められている¹⁰⁵。

外国法弁護士団体の支店

外国法弁護士団体の子会社

外弁事務所

外国法弁護士団体とベトナム法律事務所との間のパートナーシップ

ただしベトナム法のアドバイスに関しては、資格を有するベトナム法弁護士を雇用した場合のみ認められることに注意が必要である。

外国法弁護士も所定の登録手続きを経れば、業務を行うことが可能である

¹⁰⁴ International Bar Association website

¹⁰⁵ As a branch of foreign lawyers' organization

As a subsidiary of a foreign lawyers' organization

As a foreign law firm

As a partnership between a foreign lawyers' organization and a Vietnamese law partnership

106。

ベトナムは、法曹に関する団体の構成なども比較的歴史が浅い¹⁰⁷。10年ほど前までは、弁護士は「専門職」と考えられていなかったほどである¹⁰⁸。

このように、同業界が自由化されて間もないこと、同国における法曹組織などが未だ発達段階にあることなどから、同国の外弁規制は比較的緩やかであり、日本法弁護士を含めた外国法弁護士も非常に参入しやすい環境となっている。

日系法律事務所も、ホーチミン、ハノイにそのブランチオフィスを続々とオープンしており¹⁰⁹、同国及び同国周辺における法律マーケットの拡大、更にはシンガポールオフィスとのスムーズな提携先として機能することが、今後大きく期待される。

(6) マレーシア

マレーシアにおいては、2014年6月3日に、改正弁護士法、Legal Profession(Amendment) Act2012 が施行され、これに伴い、外弁事務所、及び外国法弁護士への規制が大きく緩和された。

これまで外弁事務所は、同国において業務を行うことは禁止されていた。しかし、改正弁護士法においては、現地マレーシア法律事務所とパートナーシップを提携するか、もしくは、シンガポールの QFLP ライセンスと類似したライセンスである、Qualified Foreign Law Firm¹¹⁰ (以下、「QFLF」という。)を取得することによって、業務を行うことが可能となっている。また、マレーシア現地法律事務所も、外国法弁護士を雇用する事ができるようになった。

かかる外弁事務所及び現地法律事務所に雇用されている外国法弁護士は、

¹⁰⁶ APEC economy: Vietnam; Jurisdiction: Vietnam

¹⁰⁷ 2009年に Vietnam Bar Federation (VBF)が設立された。

¹⁰⁸ International Bar Association website

¹⁰⁹ Table.5

¹¹⁰ 現在、5つの外弁事務所の同ライセンスが与えられている。国際イスラム金融に特化した事務所に与えられているという特徴がある。

マレーシア法に関するアドバイスを含まない限りで、一定範囲の法律サービスの提供が認められている¹¹¹。

かように、同国の法律マーケットは自由化されてまだ1年未満という初期段階にある。また、同国政府は、イスラムファイナンスの拡充のために、外弁事務所を誘致しようとしているとの背景もある。したがって、日系法律事務所が今後、同国において大きく法律マーケットを拡大できるかは、現段階では未知数なところが多い。今後、同国の経済政策や外弁規制に関して、慎重に検討する必要があるであろう。

第四．シンガポールにおける法曹活動環境

1．日系法律事務所

シンガポールへの日系法律事務所の進出は、2012年1月に西村あさひ法律事務所が進出したのを皮切りに、その後日本の大手5大事務所といわれる日本最大手の法律事務所がシンガポールにオフィスを構えるに至った¹¹²。現在6つの日系法律事務所がシンガポールに進出している。(Table.4)

(Table.4)¹¹³

年月	事務所名	弁護士数
2012年1月	西村あさひ法律事務所	11名 ¹¹⁴

¹¹¹ The Malaysian Bar website,

Liberalisation of Legal Services

¹¹² 実際には、1990年代に一度、長島・大野・常松法律事務所がシンガポールへの進出を果たしたが、数年後には撤退したという経緯がある。

¹¹³ 2014年12月時

¹¹⁴ うちインドネシア法弁護士1名、マレーシア法弁護士1名

2012年2月	森・濱田松本法律事務所	11名 ¹¹⁵
2012年10月	TMI 総合法律事務所	5名 ¹¹⁶
2013年1月	長島・大野・常松法律事務所	6名
2013年11月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	3名 ¹¹⁷
2013年3月	港国際グループ	1名

上記のとおり、この2年の間に立て続けに日系法律事務所がシンガポールにオフィスを構え、その後人員を続々と増やしている。事務所によっては、日本法弁護士だけではなく、マレーシア法弁護士、インドネシア法、インド法弁護士などを採用する事によって、周辺国の法律サービスにも対応できるような体制を整えている。

また、日本法弁護士個人も、インド、インドネシア、ベトナムなど東南アジア諸国の駐在経験のある弁護士も多く、周辺国の駐在経験を生かしたアドバイスも行っている。

更には、周辺の東南アジア諸国にもオフィスを開設している事務所も多く、東南アジア域内の包括的な法律サービス拡充にむけ、日系法律事務所は同地域内における業務拡大を進めている。(Table.5)

(Table.5)

事務所名	シンガポール以外の 在東南アジア事務所	設立年月日
------	------------------------	-------

¹¹⁵ うち、マレーシア法弁護士1名、インドネシア法弁護士1名、シニアオブカウンセル1名、シンガポール法1名

¹¹⁶ うち、シンガポール法弁護士1名

¹¹⁷ うち、シンガポール法弁護士1名

西村あさひ法律事務所	ホーチミン	2010年9月
	ハノイ	2011年11月
	ヤンゴン	2013年5月
	バンコク	2013年7月
	ジャカルタ ¹¹⁸	2014年11月
森・濱田松本法律事務所	バンコク（デスク）	2013年9月
	ヤンゴン	2014年4月
	ジャカルタ（デスク）	2016年1月
TMI 総合法律事務所	ヤンゴン	2012年10月
	ホーチミン	2011年12月
	ハノイ	2012年10月
	プノンペン	2014年7月
	インド	
長島・大野・常松法律事務所	バンコク	2014年4月
	ホーチミン	2014年6月
	ハノイ	2015年4月
	ジャカルタ（デスク）	

2. 日本法弁護士としての役割

先述のとおり、シンガポールの外弁規制のもと、外国法弁護士が取り扱える法律は、原資格国の法律、もしくは国際法に限定されている。また、法律事務所自体にシンガポール法を扱えるライセンス（JLV、QFLP など）が与えられない限り、当該法律事務所に所属する外国法弁護士が、たとえシンガポール法を扱える資格を有していたとしても、シンガポール法のアドバイスを行うことは許されない。そのため、現在、上記日系法律事務所

¹¹⁸ インドネシアにおいては、外弁事務所の設立は許可されていないため、提携事務所を開設している。

に所属する日本法弁護士は、日本法及び国際法に関するアドバイスなどを、主に行っている。

しかし現状として、どの法律事務所の日本法弁護士も大変に多忙な毎日を送っており、毎日帰宅は深夜となる弁護士も多数いる。外弁規制のもとにおいても、相当量の仕事はあるものと思われる。では、具体的にどのような業務を行っているのか、以下に記載する。

(1) 現地法律事務所とのコーディネート業

シンガポールに進出している日本法弁護士の主要な役割としては、日系企業クライアントと現地法律事務所及び周辺国の法律事務所との間の「コーディネート業務」があげられる。

日系企業から現地法に関する相談があった場合、依頼内容を整理した上で、適当な現地法律事務所を選定し、依頼する。その後、現地法律事務所から得られた成果物を再度精査し、依頼内容との齟齬がないかを確認した上で、クライアントにクオリティの高い成果物を、迅速にフィードバックするという役割である。

日本法弁護士を間に介することで、クライアントが直接現地の法律事務所に依頼する際に問題となるであろう、「日本的なビジネス感覚を理解してもらえない」、また「言葉の壁によって意思疎通が上手くいかず、意図が正確に伝わらない」、などといった問題を回避できるようになる。どの現地法律事務所（またはどの現地シンガポール法弁護士）を選定し、具体的にどういった内容を回答してほしいのかを、いかに的確かつ迅速に指示できるかが、このコーディネート役としての日本法弁護士の腕の見せ所となる。

日本法弁護士に依頼することによって生じるコスト、及び日系法律事務所が外注する現地法律事務所にかかるコストとが、二重に加算されるという問題も、クライアントが懸念するところではある。しかし、クライアントが直接現地の法律事務所に相談を行った場合に起こりうる上記問題点（ビジネス感覚の理解における齟齬や意思疎通の問題）によって、

嵩む可能性のあるコストと、日本法弁護士を介することによって生じるコストを勘案することにより、どちらがコストを低く抑えられ、かつクオリティの高い回答を得られるかを、案件ごとに慎重に判断するのが懸命な方法かと思われる。

このコーディネート業が機能する場合としては、社内に法務部が存在しないような企業、または、英語にあまり自信がなくとにかく日本語で相談したいという中小及びベンチャー企業、法務部は存在するが、案件の規模が非常に大きく、シンガポールのみならず周辺国の法律事務所も多数使わなければならないような案件の場合などの類型が想定できる。この～の類型は、その会社の規模から案件の内容まで様々であることは一目瞭然である。日本法弁護士には、依頼内容、規模に応じた臨機応変な対応が求められている。

シンガポールに進出している日系法律事務所は、日本国内においては大手の法律事務所ばかりであるが、シンガポールオフィスにおける弁護士の人員は、まだまだ少なく、多いところで10名程度である。現段階においては、各法律事務所、各弁護士が専門分野に特化した法律サービスを提供しているというよりは、包括的な法律サービス、多様な分野に対応できる弁護士が求められているといえる。

具体的な取り扱い案件としては、契約書の作成、労務問題、M&A、日本企業の現地拠点の設立、再編、清算、撤退、知的財産権案件、独占禁止法案件、仲裁など、多岐にわたる。

(2) シンガポールの特殊性

シンガポールの特殊性として、周辺国も含めて統括する地域統括拠点としての機能を置いている企業が多い。そのため、シンガポール国内の案件にとどまらず、周辺国の法律に関する相談も必然的に多くなる。このような状況に対応するため、シンガポールで既に活躍する日本法弁護士は、各国の弁護士と連携可能なネットワークを構築しなければならない

3．現地法律事務所における研修

(1) 現地法律事務所での研修環境

上記のように、シンガポールオフィスに拠点を置いて実務を行う日本法弁護士以外にも、シンガポールには、その他現地法律事務所での研修を行っている日本法弁護士が多数いる。多くは、数ヶ月から1年間あまりの短期間研修を行い、その後日本に帰国するか、アメリカなどの海外留学に旅立っていくケースがほとんどである。現在でも、シンガポール国内で研修を行っている弁護士は、15名ほどいる。

研修先としては、現地の大手法律事務所、例えば Allen&Gredhill 法律事務所や Rajah&Tann 法律事務所、Rodyk & Davidson 法律事務所などで行う場合が多い。こういった大手の現地法律事務所の中には、ジャパンデスクを構えているところもあり、日本法弁護士が研修を行いやすい環境となっている。

例えば、Allen&Gredhill 法律事務所内には、現在ジャパンデスクはない。しかし、同事務所は、2014年9月1日より、日系の大手法律事務所から2名の日本法研修弁護士を受け入れ、現在3名の日本法弁護士が研修を行っている¹²⁰。このような状況を鑑みると、同事務所内にも今後ジャパンデスクが設置される可能性も十分にある。

かように、現地の大手法律事務所はジャパンデスクを有しているところが多く、また今後、設置される可能性が十分に推測できる状況からわかる通り、現地の大手法律事務所も日系企業をクライアントとして獲得しようという意欲は大きく、シンガポールの法律業界が日系企業を重要なマーケ

¹¹⁹ 詳細については、「現地政府・法曹等との連携体制の構築の状況について」のレポートに記載する。

¹²⁰ 2014年9月時、同事務所において研修をおこなっている日本法弁護士へのインタビュー

ットとして見ていることは間違いない。

(2) 研修で行う業務、必要な素養

研修で行う主な業務の内容は、日系法律事務所が行っている業務と同様、日系企業のクライアントと現地弁護士とのコーディネイト役がメインとなる。ただしこの場合、ネットワーク範囲内が同じ事務所内のシンガポール法弁護士である点が日系法律事務所と異なる。数としては少ないが日系企業がクライアントとなる国際仲裁などの紛争案件や、その他には、翻訳、通訳などの仕事も行っている。

ローカル弁護士と共に業務を行っている中で、やはり一番必要だと感じる能力は語学力である。相当程度の語学力がなければ、事務所の広告塔で終わる可能性が高く、ローカルの弁護士の中で存在感を出すことは難しい¹²¹。また、日本法とは異なる英米系の法体系の知識なども必要と感じている。

また、現地で業務を行うには、プラクティスになれるという意味で数年の実務経験か、もしくは、語学力を向上させる意味での留学経験のどちらかが必要であると考え¹²²。

4・1．現地法律事務所による直接採用

数は少ないものの、日系法律事務所にも所属せず、現地法律事務所での研修というかたちでもなく、現地シンガポール法律事務所に直接採用された上で実務を行っている弁護士もいる。他の法律事務所からの後ろ盾のない状況で、現地法律事務所に採用してもらうというのは、非常に勇気がいる決断である。しかし、今後、日本法弁護士がシンガポールに進出する可

¹²¹ 2014年9月時、同事務所において研修をおこなっている日本法弁護士へのインタビュー

¹²² 同上

能性を検討するにあたっては、このような形で、自らの道を切り開いていくことも必要であり、こういった現地法律事務所において直接採用されている弁護士（以下、「甲弁護士」という。）の活動は大きな参考になるであろう。

（１）現地法律事務所に就職した経緯

甲弁護士は、２００４年に弁護士登録後、日本国内において、渉外事務所、知財事務所で３年ほど実務経験を積んだ後、２００８年６月より欧米系の大手法律事務所にて業務を開始した。２０１１年より米国に留学した後、２０１２年８月よりシンガポールの現地法律事務所で研修を開始することとなった。事務所から推薦された研修先は３ヶ月程度と期間が短く、もう少し海外を経験したいとの希望があったため、留学先の教授の紹介により、シンガポールの現地事務所を研修先として選んだ。同事務所に日系企業のクライアントが多いということも、受け入れ決定の大きな理由となった。このとき、所属していた欧米系法律事務所は退所したため、何の後ろ盾もないまま現地の事務所で業務を開始することとなった。研修という身分であったため、給与も十分なものではなく、家賃及び物価の高いシンガポールでの生活は大変苦しく、大半は貯金を切り崩しての生活で、この年は日本での弁護士登録も抹消していた。

翌年の２０１３年９月より、現地の他の法律事務所のジャパンデスクにおいて業務を開始した。

（２）現地法律事務所内での日本法弁護士としての役割

同事務所での主な業務は、日系企業とローカル弁護士との間のコーディネート業務である。日系企業からの依頼を酌んで整理し、ローカル弁護士から正確な回答を得ることである。

また、もう一つの重要な役割として、営業活動がある。セミナーを積極

的に開催し、またパーティなどに出席することにより、日系企業のクライアントを獲得するという役割である。こういった場所において、日系企業からの法律相談とまではいかない簡単な質問に無料で回答するなどして、クライアント獲得の努力を行っている。また、シンガポール法に関する問題については、同事務所内のシンガポール法弁護士にお願いし、なんとか無料で回答を得るなど、シンガポール法弁護士との間とのコミュニケーションも必要かつ重要である。

(3) 甲弁護士が考える必要な能力、素養について

現地法律事務所で業務を行っていく上で、語学力ももちろん必要であるが、それ以上に必要な能力としては、コミュニケーション能力である。シンガポールという異国の地では、日本で業務を行うのとは異なり、「日本法弁護士」という肩書きのみで仕事ができるような甘い世界ではない。日本人相手はもとより、外国人相手にも積極的なコミュニケーションをはかって自分の能力をアピールする必要がある。高いコミュニケーション能力がなければ、生き残っていくことは難しいであろう。

また、最低数年（できれば5年以上）の企業法務の経験がないと、シンガポールをはじめ、海外で企業法務を行うのは難しい。海外での勤務経験である必要は決していないが、日本国内での案件処理の経験をもとに、日本法との違いをアドバイスできればよいと考える。

(4) 弁護士需要拡大の展望についての甲弁護士の見解

日系法律事務所とローカル事務所のジャパンデスク「売り」とする部分は共通している。時として、仕事の依頼をまわしてもらえる共同関係を構築できることもあれば、時として、コンペティターとなる場合もある。すなわち、どちらかの弁護士が増えれば、どちらかの弁護士の需要は低くなるという関連性にあると言えなくもなく、今後右肩上がりに日本法弁護士の

需要が拡大するものと楽観視はできない。

日系法律事務所の弁護士と異なる点といえば、日常においてシンガポール法弁護士と接し、シンガポール法の知識を得られることである。2年間で蓄積してきた知識と経験があるため、FPEを受け、早くシンガポール法のアドバイスを行いたい。

日系企業内において、法務担当を設置する企業が増え、法律事務所に依頼せずに内部で処理する場合も多くなってきている。こういった状況から考えても、日本法弁護士の需要が今後、拡大することは安易に考えることはできず、シンガポールに来て業務を行う前に十分な準備、下調べをすることをお勧めする。

4・2．現地法律事務所による直接採用

(1) 筆者は、本調査研究が終了した2016年4月以降、現地の中規模ブティックファームに所属し、外国法弁護士(日本法弁護士)として、業務をおこなっている。本項において、現地の日本法曹有資格者の一人として、筆者の経験を以下記載する。

(2) ブティックファームを選択した理由

本調査研究において、シンガポール現地の法的支援のニーズを検討した結果、シンガポールにおいては、他のASEAN諸国と比較し、相当程度の法律サービスの提供は行われているものの、需要と供給の質とバランスが非常にアンバランスであることがわかった。すなわち、いわゆる大企業といわれる日系企業については、現地ローカル法律事務所もしくは日系法律事務所によって、十分な法律サービスの提供が行われている。一方で、同国の中小企業にとっては、法律サービスの提供はほとんど行われておらず、法治国家であるシンガポールにおいても、雇用契約書もまともに作成され

ていない(雇用契約書に会社名が記載されていない) 英語の契約書の内容をきちんと精査できていないなど、基本的な法律サポートも提供されていない。

また、邦人個人への法律サービスの提供に関しては、シンガポールの日本法弁護士はそのほとんどが企業法務を行っているという現状に反映されるように、ほとんど足りていない。

そこで、これらの法律サービスの提供が充足されていない部分を補えるのは、ローカル事務所において同様の法律サービスの提供を行っている事務所に所属するのがベストと考え、小規模のブティックファームでの業務を行うことを選択した。

- (3) シンガポールにおいては、各シンガポール法弁護士が専門分野に特化している傾向が強く、中小規模のブティックファームにおいてもその傾向は見受けられる。刑事裁判手続きが旧態依然とした手続きとなっていることも影響してか、民事事件も刑事事件も行うという弁護士は珍しい。そのため、筆者が所属する法律事務所においては、同程度の規模のブティックファームでグループを形成し、各事務所において得意な案件を紹介することで、多様な案件に対応できるようになっている。

刑事事件

被告人が依頼者の場合

日本人がクライアント(被告人)となる場合、複雑な案件であればあるほど、莫大な日本語の資料を読み込み、必要と思われるポイントを抽出して、ローカルの弁護士にフィードバック、議論し、どのように戦略を立てていくかを検討することができる。この点、どんなに英語が堪能なクライアントであっても、法律問題の細かい点

までコミュニケーションを完全に行うことは、ほぼ無理であるため、日本人弁護士が間に入ることでクライアントにとっても、大きな安心感につながる。

また、通常法廷には、シンガポール法の法曹有資格者のみしか入れないというルールがあるものの、案件のサポートを行うという観点から、裁判官の許可を得て、法廷内のカウンセルシートに入ることも可能である。

裁判官（法廷）への直接の発言は禁止されているが、必要な事項は、協働をおこなっているローカルの弁護士に伝えるなどし、事実上、案件のコントロールを行うことも可能である。

また、日本人が被告人である場合、法廷通訳がつくが、この法廷通訳が弁護士及び検察官からの質問を正確に訳しているか、被告人の発言を一言一句正確に訳しているかを即時にチェックし、違っていれば、違うという指摘をローカルの弁護士を通じて行うことも可能である。

シンガポールの刑事手続きにおいては、書証の提出が自由に行えないというルールがある。逐一、その書証がオリジナルであること（真性であること）を作成者、もしくは書証の受領者が確認しなければならない。そのため、被告人、証人の証言に非常に依存した証明方法となる。そのため、翻訳の間違いの指摘は言うまでもなく、言い回しの違いではあるがその意味合いが大きく異なる点等を、指摘できる日本の法曹有資格者の存在は、案件の結果を大きく左右するものとなる。

また、検察官からの質問の多くは、Yes か No で答えるようにとの制限がかけられていることが多く、この点質問の意味を取り違えると、全く逆の結果を招いてしまう点が、非常に危険である。質問内容も簡単なYes,-Noクエスチョンという訳ではなく、前半部分はYes とも言えるが、後半部分は No というような、トリッキーな質問が多く、英語という、日本人にとっては比較的なじみのある外国語であっても、適正手続きの保障というのは非常に難しいと感じる。

かように、語学力が堪能であればあるほど、案件の戦略会議から訴訟進行まで、全ての手続きにおいて、ローカルの弁護士と対等に案件を扱うことができ、その活躍の幅は広がることは間違いない。逆に語学力がなければ、活躍できる範囲はかなり限定されるであろう。

被害者が依頼人の場合

被害者が依頼人となる場合でも、日本法弁護士の活躍の場所はある。

日本でも最近においては、刑事被害者をサポートする弁護士の活動も見受けられるが、海外においては、さらにこういったサポートの必要性を感じる。必要性が高いということは、すなわち、そこに日本人の法曹有資格者活躍の可能性があることを意味する。

現地における刑事手続きの流れを説明したり、警察のInvestigation Officerとのやりとりを行い、必要な証拠の収集を依頼者にお願いし、警察署、現地検察庁 (Attorney General Chambers、AGC)への付き添いなどを行ったりもする。大きなサポートはやはり語学面と精神的なサポートとなる。警察署でもAGC においても、必要時にはオフィシャルの通訳が用意されるものの、取り調べの前に何をどう伝えたら良いのかの整理などを行いたいなどという依頼人の希望がある。

民事事件

現地における民事事件においても、上記刑事事件同様の関わり方が可能である。すなわち、証拠の精査、クライアントからの詳細な情報の収集を行い、シンガポール法弁護士にフィードバックし、戦略につき検討するのである。もちろん、シンガポール法の下において、どのような手段が可能であるという意見はシンガポール法弁護士から適時してもら

いながらも、案件の進め方、方向性という法曹有資格者からの視点は、法律が異なってもそれほど異なるところはなく、この点日本人のクライアントが希望することをどの手段で実現していくべきかを代弁できる日本法弁護士が存在は大きい。

もっとも、ここにおいても、案件に深く関わって行くには、やはりシンガポール法弁護士と同等に議論できるレベルの語学力が必要であることは言うまでもない。

家事事件

シンガポールでも非常に離婚案件の相談は多い。

海外であるという特性上、日本人同士のカップルから、日本人とシンガポール人、日本人とその他外国人などの組み合わせがあり、管轄や準拠法の問題、ハーグ条約などの問題を考慮しなければならず、やや複雑な思考が必要である。

シンガポールの法曹有資格者は、国際法や日本法に関しては、全く知識がないというものが多い。この点日本人が当事者となる場合、ケースによってどの国で手続きが行えるかという知識を有しているのみでも、存在感を示すことができる。

例えば、日本人同士のカップルであっても、管轄が認められれば、シンガポールの裁判所での手続きも可能である。穏便な協議離婚の成立が見込めない場合は、あえてシンガポールでの手続きを利用することで、依頼人の利益を確保できる場合がある。

また、シンガポールでの居住年数が足りず、シンガポールの裁判所に管轄がない場合、かつシンガポールに居住を両当事者が有していれば、日本法による協議離婚しか方法がなく、これがまた状況を大きく左右するエレメントとなる。

各案件の状況によって、どの国において手続きが可能かという点が異なるのみで、依頼人の立場が大きく変わる。また一方当事者が日本（もしくは本国）に帰国するなどした場合、同じ案件での状況は一転

する。かように、状況に応じて国際法上の問題に留意し解決方針を柔軟に変更していくことが、海外で仕事をする上での留意点と言える。

5．シンガポール現地資格保有弁護士

シンガポール国内には、現在、シンガポール法を扱える資格を保有する弁護士も数人いる。Singapore Bar Exam に合格し、シンガポール法弁護士と全く同じ資格を有する弁護士¹²³と、外国法弁護士が受験できる FPE に合格し、FPC 資格を保持する弁護士がいる。

これらの資格を取得した弁護士はいずれも、シンガポール法を扱えない他の日本法弁護士とは一線を画した活躍を行っている。

(1) シンガポール司法試験

シンガポール司法試験に合格した場合、FPC で除外されている、家族法や刑事手続きなども含めて、シンガポール法全範囲について取り扱える。このため、当該資格を有する日本人弁護士は、日系企業のみならず、在シンガポール邦人個人に何か法律問題が起こった場合の処理を一手に引き受けている状況であるといっても過言ではない。

シンガポールの在留邦人数は年々増加し、現在は3万人以上となっている。こういった状況から、法律問題に巻き込まれる邦人個人も多く、日本法弁護士のニーズも高まっている。また仕事で日常的に英語を使うというビジネスマンと比較し、その駐在員の家族としてシンガポールに移住してきた者にとっては、言葉の壁は更に大きく、日本語で相談できる日本人弁護士の需要は高い。企業ではなく、邦人個人を対象に法律支援を考える場合には、シンガポール法をフルレンジで扱えるシンガポール司法試験を合

¹²³ 日本の法曹資格は有していない日本人弁護士である。

格するメリットは大きい¹²⁴。

(2) FPC 資格を保有する日本法弁護士

この FPC 資格を保持する日本法弁護士（以下、「乙弁護士」という。）は、JLV ライセンスを有している欧米系の国際法律事務所に所属しているため、取得した FPC 資格を有効に活用することができる。

シンガポール法のアドバイスを行えるのは、やはり大きな付加価値となっており、シンガポール法が扱え、かつ日本語で対応してもらえるという点で、クライアントからのニーズも高い。

シンガポール人ローカルの弁護士と比較すれば、もちろん英語力は劣るが、代わりにシンガポール法弁護士ができない日本語で相談ができるという点が、日系企業のクライアントにとって、大きな魅力となっている。

シンガポール法弁護士に聞かずに、自分でレスポンスできる依頼ももちろんある。その分クライアントに迅速に対応でき、コスト削減にもつながる。

今後は、英語力、シンガポール法の知識を向上させ、当該資格をより有効に活用したい。また、シンガポールにおいては、コーポレート業務を行っている弁護士は多いため、何か自分の専門となる他の分野を見つけることも必要と考えている。（乙弁護士は、仲裁のスペシャリストになりたいとの意思を有している。）

どこの国で弁護士業を行うとしても、法分野、地域、産業の各要素を組み合わせ、自分のフィールドを決めていくのがよい。

シンガポールで弁護士業を行っていくにあたり、必要な能力、素養としては、経験はもちろんのこと、「クライアントが何を求めているのかをつかむ能力」だと考える。すなわち、ニーズというものは、あると分かっただけからそのフィールドに参入するのでは遅く、自分でニーズを作っていく能力、

¹²⁴ 詳細については、「日系企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」のレポートに記載する。

開拓していく能力が必要なのではないかと考える。

その他、クライアントに「この人にならお願いしたい」と思ってもらえるような、コミュニケーション能力、営業力なども必要であり、そういったコミュニケーションから新たなニーズがどこにあるのかを分析できるマーケティング能力など、ビジネスセンスも必要である。

6. 現地法律事務所との提携による活動の拡大

(1) 上記乙弁護士が主体となり、2016年、ASEAN 地域におけるグローバルな法律サービス提供を目指した、One Asia Lawyers という名称のリーガルネットワークグループが誕生した。この One Asia Lawyers は、同地域における、ワン・ストップでの法律サービスの提供が行える体制を整備している。

現在、東京を含め、ASEAN 地域には、ブルネイを除く各国にメンバーファームを有する。同名の弁護士法人自体は東京にその拠点を有するが、その他の ASEAN 各国においては、現地の法律事務所での直接採用（もしくは提携関係）という形でネットワークを形成し、同名の弁護士法人が ASEAN 各国に存在しているわけではない。各国のメンバーファームには、日本法弁護士、スタッフを配置し、どこの国においても日本語における対応が可能な状況を構築している。

上記のとおり、各国に外弁規制が存在し、またローカル法律事務所と外国法律事務所では、規制の下においては、法律サービスの提供の範囲も大きく異なるため、このような形でのネットワークの形成は非常に合理的かつ有効なものと思量する。

乙弁護士は、前所属先事務所を退所後、同グループ構築に動いた。自らの資格やキャリアやネットワークを生かし、クライアントのニーズにそぐうグローバルな法律サービスの提供をワンストップで行えるよう、グループファーム立ち上げから2年もたたない間に、ASEAN 各国ほぼ全域にメンバーファームを有するに至った。

他の日本法弁護士の活動とは、機動力、企画力等、一線を画するコンセプトを有しており、今後の活躍が非常に注目される。

(2) シンガポールにおいては、ローカルの弁護士が20名ほど所属する比較的大きな規模のローカル法律事務所をグループファームとしている。

同シンガポールグループファームに所属している日本法弁護士は、現在4名である。所属する日本法弁護士の中には、中国の上海で6年ほどの駐在経験を有する丙弁護士など、海外における経験を有しており、海外における法律サービスの提供の実務経験を生かして活動をおこなっている。かように、一定程度の海外経験があれば、即戦力としての活動が行え、日本にとどまらない活躍の可能性は広がる。

また、丙弁護士によると、中国の弁護士も若い世代は優秀な者が多く、英語や日本語も遜色なくできる弁護士も多く、そのため日本人弁護士のバリューを出すことも難しくなってきたとのことである。

(3) 取り扱っている案件の割合としては、40%程度は企業法務、残りの60%は争訟案件となっている。依頼企業の業種としては、不動産、建築、食品等、多様な企業の業種に対応している。また積極的に受任を謳っているわけではないが、刑事事件や医療訴訟事件を同事務所所属のシンガポール法弁護士が受任することなどもある。この点受任可能な案件の多様性がローカル事務所ならではの特徴と考える。

受任の経路としては、日本でのコネクションから、直接案件を依頼されるケースが多い。また、乙弁護士が従前より述べていた、仲裁のスペシャリストとなりたいという言も実現されているようで、仲裁手続きを多く扱っている。

費用もリーズナブルに押さえているという点が、同事務所の特筆すべき特徴ではないかと考える。

(4) シンガポールにおける日本法弁護士の活動の実情は、多様性はあまりない。大手企業内法務弁護士、日系法律事務所内弁護士、もしくは現地大手法律事務所ジャパンデスク勤務、に大別される。これらの日本法弁護士が、ほぼ同じマーケット内にて鎬を削っている状況である。

日本企業のシンガポールへの進出、駐在員の派遣は4～5年前には急激な加速傾向にあったが、その後若干落ち着きをみせている現状を鑑みれば、かかるマーケットにおける法律サービスの提供はほぼ飽和状態という感も否めない。他の日本法弁護士が所属する法律事務所も、シンガポールのみならず、周辺国対応に力を入れて業務の拡大を図っているようで、この点、地理的なマーケットにおいては、同グループと競合関係にある。

また、費用を安く抑えることによって、依頼者側が使いやすい状況を整えている。本調査研究を行っていた時点で、日系企業の多くから意見が寄せられた日本法弁護士に対する、「敷居が高い」「費用も青天井である」「日本法弁護士が堅くて話しにくい」などのネガティブな意見も多かったが、前回インタビュー時より、「今あるマーケットに参入するのではなく、新しいマーケットを開拓していかなければならない」「弁護士もサービス業の一つ」との視点を持っていた乙弁護士主導のグループであり、この点はクリアされている。

クライアント側の声としては、事務所というよりは人を見てお願いしているという声も引き続き多く、同事務所、同事務所内の弁護士の良い評判は、筆者もよく耳にしている。

第五．外弁規制のもとにおける日本法弁護士業務領域拡大の考察

1．日本法弁護士に対する法的支援のニーズ

日系企業、邦人個人の日本法弁護士に対する需要については、前回の本調査研究のレポートを作成後もその質は変化せず、依然として中小企業を中心にニーズについては非常に大きいものの、十分な提供が行われていないのが現状である。

現在ニーズとして存在するマーケット（現在法律サービスの提供がなされているマーケット）については、ほぼ飽和状態と見受けられる。またこれらのマーケットも永久不変なものとして存在するわけではない。今後、現地法律事務所とのネットワークを構築する日系企業が増えれば、その分、仲介役としての機能を行っている日本法弁護士の役割は淘汰されてしまう。

先にも述べた通り、企業の規模、業種、案件の内容によって、求める弁護士のニーズは様々であり、どのニーズに対応する弁護士となるのか、すなわち自分のフィールドをどこに探すのかについては、情報収集しながら自分で開拓していくことが必要であろう¹²⁵。

2．日本法弁護士が取り組むべき課題

（1）必要な能力、素養

語学力

シンガポールは、公用語が英語であるため、他の東南アジア諸国のように、英語以外の言語で書面を作成したり、コミュニケーションを行ったりしなければならないという問題はない。また、シンガポールに進出した日系企業に日本法やその他国際法の範囲内においてアドバイスを行う限りは、日本語でのやりとりが可能である。そうはいても、シンガポール現地の法律事務所とのコーディネート役として業務を行う範囲で

¹²⁵ 詳細に関しては、「日系企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」に関するレポートに記載する。

の英語力、すなわち、英語でのドキュメントの作成や、現地法律事務所とのやりとり等ができる程度の英語力は、最低限必要であることは言うまでもない。

しかし、既にシンガポールオフィス内に法務部が存在するような日系企業においては、日系法律事務所に現地法律事務所とのコーディネート役を依頼することなく、社内法務部が直接、現地法律事務所とコンタクトを取って処理するケースが多い。

こういった企業の場合、日本法弁護士に期待する語学力は相当に高く、シンガポール法弁護士と対等に交渉が行える程度、すなわちネイティブレベルの語学力を求めている企業がほとんどである。また、帰国子女でもありネイティブレベルの英語力を有する弁護士のインタビューにおいても、必要な素養の第一に「英語力」という回答が出てきたことを鑑みれば、現地において現地シンガポール法弁護士やインターナショナルロイヤーと競争し、またその中で存在感を示すためには、相当程度の英語力があれば、プラスとなることは間違いない。特に、事務所の後ろ盾などが全くない場合は、語学ができなければ、業務を行うことはほぼ不可能である。上記の語学力がネイティブレベルの弁護士が語っていたとおり、事務所の広告塔で終わってしまい、その後の生き残りはかなり厳しいであろう。

ただし、上にも述べたとおり、社内に法務部がないような企業においては、日本語で相談できるだけでもありがたい、というところも多く、この点、企業の規模や業種によって求める素養も異なるといえる。

英語力が高くなければシンガポールで成功する可能性が全くない、というわけではないが、英語力があれば、様々なニーズに対応できることは間違いなく、自分の存在感を示すチャンスともなる。今後シンガポールにおいて業務を行う事を検討する場合には、ぜひ語学力を磨くことも念頭に置いておいてほしい。

実務経験

現在シンガポールで活躍する日本法弁護士の多くが、口を揃えて必要な素養としてあげた条件が、「ある程度の実務経験」である。

これは、シンガポールが、周辺の東南アジア諸国と比較して、極めて発展した国であるとの特徴があることに起因するものと考えられる。

すなわち、周辺国においては、そもそも法制度もあまり整備されていない、英語以外の言語での資料しか存在しない、汚職問題も頻発している、現地の慣習によって法律の理解が異なってくる、など法律問題以前の問題が多数存在する。このような国においては、日本法弁護士に日本語で法律相談ができるというのみで、価値があると感じるクライアントも多い。

しかし、シンガポールは公用語も英語でありコミュニケーションや資料の作成など全て英語で行える。経済的にも法整備の観点からも非常に発展しており、また汚職もない非常にクリーンな国であるという特徴を有する。さらに、現地シンガポール法弁護士の能力も高く、また日本法弁護士を含めた優秀なインターナショナルロイヤーもすでに多数進出し、業務を行っている。こうした相当なハイレベルな、いわゆる「先進国」といわれる環境の中で競争していくには、やはりそれなりの実務経験が必要となってくるのは当然といえよう。

今後、シンガポールへの進出を検討するにあたって、必要以上に警戒し、二の足を踏む必要はない。しかし、特に事務所のバックアップがないような場合には、全く経験がない弁護士が、いきなり来て成功するには相当難しい環境であるということに留意が必要である。

コミュニケーション能力、交渉力、営業力

多くの日系企業が、弁護士に求める素養の一つに、コミュニケーション能力、交渉力、営業力など、弁護士個人の人的な魅力や、対人能力を重視しているということは、非常に興味深い点である。日本法弁護士に対し、「堅い」、「敷居が高い」といった印象を持つ日系企業が多く、英米系の弁護士や、現地シンガポール法弁護士の方がフランクで話しやすいという印

象を持っているようである¹²⁶。

また、シンガポールにおいては、日系大手法律事務所という後ろ盾がある場合はまだしも、日本法弁護士という肩書きを持っているだけで仕事がくるような世界ではない。自らが企業と積極的にコミュニケーションをとり、企業側に「この人にならお願いしてもよい」という印象を強く持つてもらうことが重要となってくる。こういった視点をすでに持った上で、積極的に営業活動を行っている弁護士もあり、これらの弁護士は総じてクライアントからの評判も良い。

これからは、弁護士業も「サービス業」の一つと考えるくらいの、営業努力を行えることが、クライアント獲得への近道、つまりは成功の近道となるのではないかと思料する。

(2) 現地法弁護士資格取得による業務拡大の可能性

シンガポール司法試験

先述のとおり、シンガポール司法試験の受験資格要件は大変に厳しく、例えばアメリカのニューヨーク州試験のように、アメリカのロースクールを卒業すれば受験資格が与えられるようなものではない。ただし、シンガポール国内の大学、NUS や SMU において、現地の学生と共に籍を置いて学び、法学部の学位を取得すれば、即時に受験資格を取得できる。この場合、取り扱い業務内容が、下記 FPC 資格のように商法に限定されることなく、現地弁護士と全く同じ取り扱いとなるため、業務の幅も広がる事は間違いない。

シンガポール法を全範囲にわたって扱えるこの資格を取得すれば、シンガポールでの邦人個人からの法律相談に答えることも可能となる。シンガポールに拠点を置き、企業法務ではないフィールドにニーズを開拓して、

¹²⁶ 詳細については「日系企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」のレポート内に記載する。

弁護士として活動したいという気概があるのであれば、この方法によってシンガポール法の資格を取得することを検討するのも決して悪い方法ではない。

FPE 試験による FPC 取得

日本法弁護士がシンガポールにおいて、現地法を扱える資格を取得する最も簡易かつ最短の方法は、この FPE を受験し合格する方法である。

同試験の問題点は、上に述べた通り、まだまだ受験者数が少なく、毎年開催されるかどうかもわからないような状況であること、及び受験料も約 8000 シンガポールドル（日本円にして 70 万円程度）と気軽に受験できるものではないことがあげられる¹²⁷。

しかし、当該資格を取得すれば、現在の外弁規制上の一番のネックである「シンガポール法が扱えない」という点が一気に解消され、業務の幅が広がることは間違いない。乙弁護士のインタビューにおいて、明らかとなったのは、シンガポール法弁護士と同じ土俵に立ったことによって、日本語で相談できることがかなりの利点となり、英語が話せないというデメリットがあまり問題視されなくなるということである。

また、現地で活動する日本法弁護士は、日系法律事務所では業務を行う日本法弁護士も含めて、みな相当なシンガポール法の知識を身につけている。しかし、当該資格を有していなければ、シンガポール法に関してのアドバイスを行うことは許されず、いわゆる「宝の持ち腐れ」という、非常にもったいない状況になっている。

事務所自体にシンガポール法を扱える資格がない限りは、当該資格を使

¹²⁷ 当該費用に関しては、今後、増額の可能性はあっても減額の可能性は期待できない。(SILE 回答より)

Ans: There is a non-refundable application fee of S\$321 and a non-refundable examination fee of S\$7,704. Both fees quoted are inclusive of the prevailing Singapore goods and services tax, and subject to change. We do not expect there to be a reduction of the fees.

ってクライアントにアドバイスを行うチャンスはない。しかし、今後シンガポールへの進出を検討する日本法弁護士が、業務を行うフィールドを日系の法律事務所限定する必要は全くなく、現地法律事務所や、JLV、QFLP などのシンガポール法を扱えるライセンスを持つ欧米系の法律事務所を選択肢として視野に入れることは不可欠といえよう。

また、日系法律事務所の弁護士も、今後、シンガポール法を扱えるライセンスを事務所が取得できる可能性もゼロではない点、また弁護士個人のキャリアアップとしても十分に意味がある点などを考慮しても、現地法を扱える当該 FPE を受験することを強くお勧めしたい。

以上

添付資料

- 1 . Liberalization of the Singapore legal Sector
- 2 .Committee to review the regulatory of the Singapore legal service sector, Final Report
- 3 . ASEAN's liberalization of legal sector : Singapore case
- 4 . Trade in Legal Services Liberalization in Asia-Pacific FTAs